

国際日本文化研究センター懲戒審査委員会規則

平成21年2月2日 制定

最終改正 平成28年3月11日

(設置)

第1条 人間文化研究機構職員懲戒規程第6条第1項に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）運営会議に案件ごとに国際日本文化研究センター懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会はセンターに勤務する教育研究職員等の懲戒事由にかかる審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、運営会議委員のうちから5名以上7名以下で組織する。ただし、当該者と利害関係があると認める者は、委員となることができない。

2 前項の委員は、運営会議の議を経て決定する。

3 委員の任期は、運営会議の任期が到来した後も、案件の審議が終了するまで、継続するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから運営会議議長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(審査の手続き)

第6条 委員会は、審査の事由を記載した説明書を作成し、審査を受ける者に対し交付する。

2 審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、委員会はその者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。

3 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第7条 委員会は、当該懲戒事由に係る審査を終了したときは、遅滞なくその結果を所長を通じ、機構長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。